

第3章

計画の体系

基本理念

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

視 点

人権の尊重と
男女平等の実現

ジェンダーに
敏感な
視点の浸透

女性の
エンパワーメント
の拡大

基本目標

I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

II 意思決定過程における男女共同参画の拡大

III 女性のエンパワーメントの推進と自立促進

IV 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

